

# 施工管理チェックポイント（区請負事業者用）

この施工管理チェックポイントは、品川区工事施工規程において定めのあるものについては、その実施基準を準用するとともに、さらに道路工事の適正な施工を図るため、下記のとおり施工管理チェックポイントを定めるものとする。

## 1. 施工前の注意事項

### <工事情報事前周知>

- ・お知らせビラには次のことを明記する。  
工事件名、工事内容、工期、作業時間、発注者、施工者、担当者、電話番号等（工事案内板にも同様の内容を記載する。）
- ・工事期間が長期に渡る時や交通止め等行う現場については、2週間以上前に現場付近にその旨の看板等を設置する。
- ・お知らせビラの配布は、1週間前には地元住民や町会長に周知徹底し、商店街、学校、病院等がある場合は調整を図る。また、ビラ右上に実際に配布する日付に合わせ、「配布日：〇年〇月〇日」を記入する。
- ・お知らせビラ内の地図等は、最新版の地図を貼り付けて使用する。
- ・施工日時は、施工予定箇所周辺の人や車等の出入り状況を確認し、決める。
- ・工事内容や日時等の変更が発生した場合は改めてお知らせする。
- ・アパートや駐車場がある場合は、戸別にお知らせし漏れのないようにする。
- ・迂回路や工事案内板は、誰にでもわかりやすく表示する。

## 2. 施工中の注意事項

- ・通行止めに伴い迂回措置を行う場合は、迂回ルートや施工場所付近で施工されている、各企業者工事や建築工事等を確認し、調整を図る。また、清掃事務所との調整を行うとともに、迂回ルートがスクールゾーンに指定されている場合は、学校との調整を行う。
- ・道路使用許可条件に基づき、保安施設、各種標示板、交通整理要員等を配置するとともに、道路使用許可書等を常時携帯する。
- ・建設機械は、低騒音、低振動の機械を使用する。
- ・夜間工事は、周辺住民の意見を尊重し、時間帯など配慮して施工する。
- ・掘削工事など、特に振動・騒音が激しい作業を行う場合は、沿道から奥行き3軒先の建物まで広報・対策など配慮を徹底する。また、現場の状況に応じて、配慮範囲を拡大する。
- ・ブレーカー、掘削機、転圧機等を使用する場合は、特に周辺住民に十分説明して施工する。
- ・歩行者通路は、子供や高齢者などが安全に通行できるように、交通整理要員を配置し誘導する。なお、交通誘導員の適正な配置および心構えについては、標準的なものを別紙に定めるが、現場の周辺状況を十分に把握し適切に対応する。
- ・工事車両などを置く場合は必要最小限の台数とし、沿道住民に迷惑をかけないようにする。
- ・資機材や残土など現場周辺を常に整理、整頓する。
- ・日々の工事終了時には、資機材、車両などを現場内に置かず搬出する。
- ・工事車両の時間調整のための道路における待機は厳に慎む。
- ・周辺住民に、事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行う時は、再度事前と異なった内容を周知する。
- ・工事完了に伴い、工事現場内および現場周辺に工事看板や資機材等が設置されたままになっていないか、再度確認する。

### 3. 境界標等の保全

- (ア) 請負者は、工事着手前に現場内および近接地の境界標等（境界石・鋳・刻印）の有無を十分調査すること。
- (イ) 境界標等の設置が確認され、工事による影響があると判断された場合は、境界標等の関係者と事前立会いを行うとともに、測量し記録書を提出すること。
- (ウ) 工事の影響でやむなく一時撤去する場合は、関係者に事前説明と立会いにより了承を得たうえで実施すること。なお、工事完了後は速やかに復元し、関係者の立会いによる確認を行うこと。
- (エ) 境界等に関わる問題が発生した場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けるとともに、請負者が責任を持って迅速な処理に努めること。
- (オ) その他、境界等の取り扱いに関し疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

### 4. その他

- ・住民から要望、苦情があった場合は、現場の状況を把握し迅速丁寧に対応すること。また、必要に応じて区の監督員に報告する。
- ・工事責任者は現場に常駐し、万一、工事現場内において事故等が発生した場合は適切に処理を行うとともに、速やかに区の監督員に報告する。

品川区